

令和 8(2026)年度 電気自動車等購入補助金のご案内



柏崎市

<補助金の対象者>

【電気自動車・充電機能付き電力併用自動車（PHV・PHEV）・燃料電池自動車】

以下のいずれかに当てはまり、初度登録を令和 8(2026)年 4 月 1 日～令和 9(2027)年 3 月 31 日の間に行った車両の使用者

- ① 柏崎市に住民登録している方
- ② 柏崎市内に事業所を持つ事業者
- ③ 上記①・②の対象者にリースを行う事業者

※ ただし、申請は最大 5 台（③の方はリースする一個人・一事業者あたり 5 台）までです。

【充電設備】

- ① 柏崎市に住民登録があり、対象の電気自動車等の購入と併せて設置する方

※ ただし、申請は最大 5 基までです。

<補助金の交付対象>

【電気自動車・充電機能付き電力併用自動車（PHV・PHEV）・燃料電池自動車】

以下の①～②すべてに該当する車両

- ① 国の補助金（クリーンエネルギー自動車導入促進補助金）の交付対象となっている

※ 国の補助金については、一般社団法人次世代自動車振興センターHP（<https://www.cevpc.or.jp/>）でご確認ください。

- ② 給電機能を有する（仕様書又はカタログ等でご確認ください。）

【充電設備】

以下の①～④すべてに該当する充電設備

- ① 国の補助金（クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金）の交付対象となっている

※ 国の補助金については、一般社団法人次世代自動車振興センターHP（<https://www.cevpc.or.jp/>）でご確認ください。

- ② 対象の電気自動車等の契約日以降に設置する
- ③ 対象の電気自動車等の保管場所（柏崎市内）に設置する
- ④ 未使用品

<補助金の交付額>

【電気自動車・充電機能付き電力併用自動車（PHV・PHEV）・燃料電池自動車】

国の補助金（クリーンエネルギー自動車導入促進補助金）の額に以下の割合を乗じた額

- ① 電気自動車 = 5 分の 1
- ② 充電機能付き電力併用自動車（PHV・PHEV） = 10 分の 1
- ③ 燃料電池自動車 = 4 分の 1

※ 国の補助金については、一般社団法人次世代自動車振興センターHP（<https://www.cevpc.or.jp/>）でご確認ください。

【充電設備】

購入費及び設置工事費（いずれも税抜き）＝10分の10

※ 国の補助金と併給の場合は、国の補助額を控除した額を補助対象経費とし、1基当たり2万円を限度とします。

＜申請期間＞

令和8(2026)年5月7日(木)から令和9(2027)年3月31日(水)まで

※ 車両を初度登録した日から2カ月以内 または 初度登録した年度の3月31日のいずれか早い日までに申請をしてください。申請締め切り日が土曜日・日曜日・祝日にあたる場合は、直前の平日が締め切り日です。締め切り日を過ぎると補助金の交付はできませんのでご注意ください。

※ 充電設備は対象の電気自動車等と同時に申請してください。

※ **申請期間内でも予算に達した時点で受け付けを終了します**ので、御了承ください。

＜申請方法＞

提出書類を揃え、環境課環境政策係（市役所4階）まで直接持参または郵送で提出してください。

＜提出書類＞

※ 対象者ごとで、必要な書類が異なりますので御注意ください。

書類	個人	事業者	リース事業者
電気自動車等購入補助金交付申請書兼実績報告書 (市ホームページからダウンロードできます)	○	○	○
補助事業者と所有者が同一である自動車検査証(写し)	○	○	○
当該事業に係る申請者名義の領収書(写し)	○	○	
自動車売買契約書(写し)	○	○	
自動車賃貸借契約書(写し)			○
仕様書又はカタログ(写し)(給電機能があるもの)	○	○	○
住民票(原本)	○		
市税完納証明書(リース事業者の場合は、被貸与者)	○	○	○
法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (申請者が法人の場合のみ)		○	○
貸与料金の算定根拠明細書(写し)			○
被貸与者が個人の場合は住民票、法人の場合は法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書			○
以下、充電設備の申請がある場合のみ			
充電設備の設置工事契約書等の写し (設置場所が分かるもの)	○		
充電設備の設置に係る領収書等の写し (設置に係る費用が分かるもの)	○		
充電設備の保証書等の写し (交付対象型番であること・未使用品)	○		

充電設備を設置したことが分かる写真 (充電設備と購入車両等 双方を1枚に撮影したもの)	○		
国の充電設備導入補助金の交付決定通知書等の写し (交付(見込)額が分かるもの) ※交付を受ける場合のみ	○		

<車両と充電設備の処分の制限>

補助金を受けた車両と充電設備は、以下の使用年数を経過するまで保有の義務が生じます。

※ 期限内に売却・譲渡などを行う場合、別途申請が必要で原則、補助金を返還する必要があります。

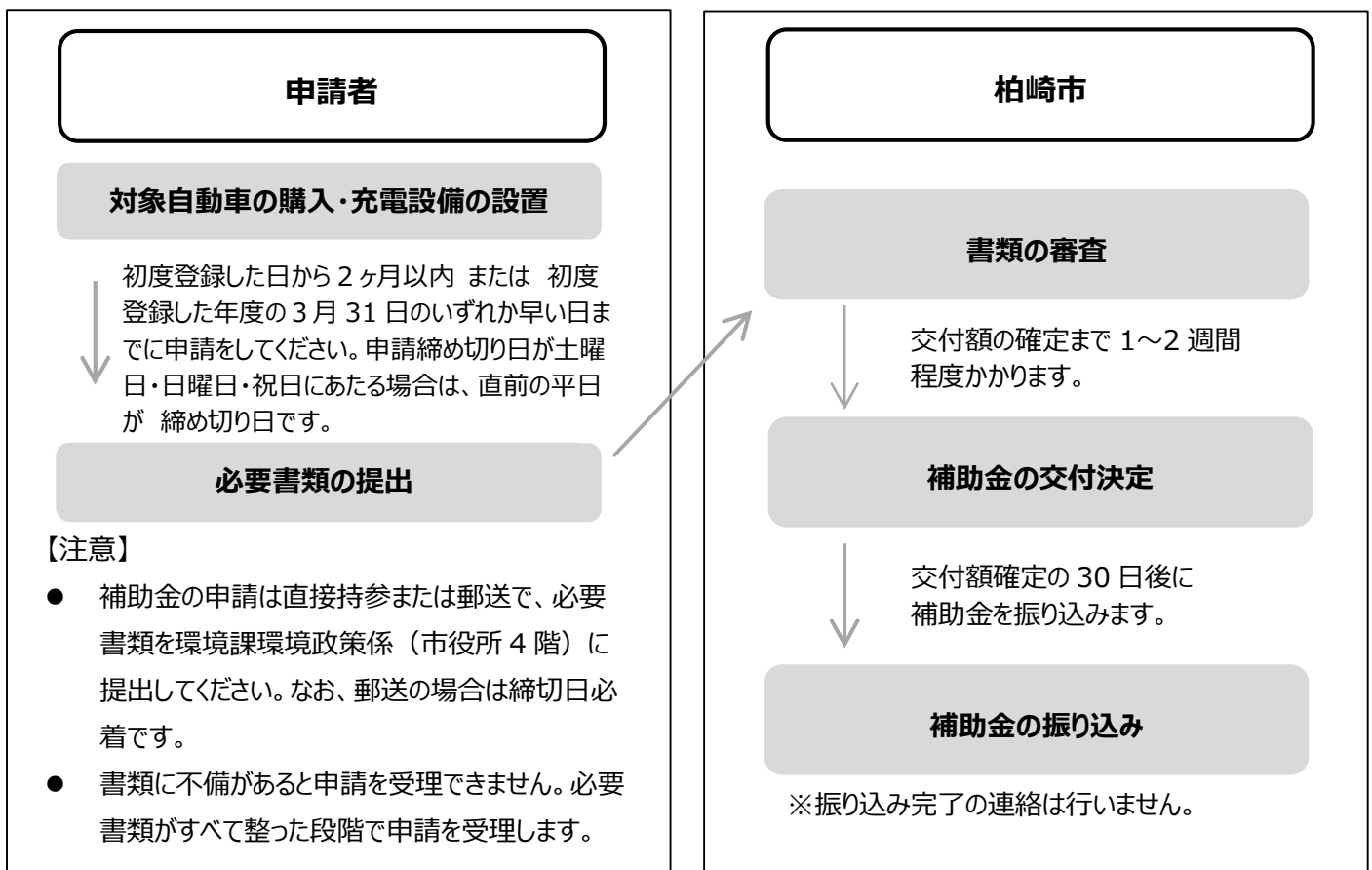
【電気自動車・充電機能付き電力併用自動車（PHV・PHEV）・燃料電池自動車】

車両＝一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金実施細則別表1に掲げる処分制限期間（車種により3～4年程度）

【充電設備】

充電コンセント＝使用年数3年、充電コンセントを除く充電設備＝使用年数5年

<補助金の申請から交付までの流れ>



<その他>

詳細は「新潟県柏崎市電気自動車等購入補助金交付要綱」に従います。

お問い合わせ・書類提出先

柏崎市 市民生活部 環境課 環境政策係

〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号

TEL : 0257-21-2312 FAX : 0257-23-5116

E-mail : kankyoseisaku@city.kashiwazaki.lg.jp